

史料17 旗本↓地方役人

一金四百兩也

此度

御進発御供被 仰付候ニ付、御軍用等高割申付
調達ニ相成一段之事ニ思召候、然ル処御道中御路用并
御家来御手当御用意金共御不足ニ付、書面之金子
其村方身元相応之者共江申談調達ニ相成候様、
一際骨折調達方之儀御頼被思召候間、一同申談
出情可給旨被 仰付之候間、厚相心得調達
專一可被致候、依之下知如件

地頭役所 ㊦

千秋賢三 ㊦

宮田善右衛門 ㊦

元治元甲子年

十月

河原代村割元

木村藤左衛門殿

柏田村割元

町田清右衛門殿

御知行所

右村々

名主

役人中江

史料17【解説】

本史料は、元治元年（一八六四）一〇月に、旗本土屋氏が地方役人の河原代村割元木村藤左衛門をはじめ、知行所村々へ宛てた軍用金調達の「下知状」である。元治元年一〇月の日付から、このときの進発は第一次長州戦争であることがわかる。土屋氏は窮迫した財政難のため、天保期頃より地方役人である「割元」を設置した。割元の職務は、分散している知行所の年貢米徴収や村落支配一般の事務などを行うのはもちろんのこと、領主の臨時入用金の徴収なども行っていた。この下知状によれば、知行所村々から調達した軍用金のうち、道中での費用や家来の手当金が不足してしまい、再び調達を割元に依頼するという内容になっている。本史料の文言上の特徴は、領主から領民である知行所村々への上下関係を示している点である。書止文言が「下知如件」となっており、差出者の「地頭所」は高い位置に大きく記されているのに対し、宛所の割元をはじめとした部分は低く「御知行所右村々名主役人中江」の部分はさらに小字となっており、上意下達の様式をとっている。ちなみに、地頭所下の千秋賢三、宮田善右衛門の二名は土屋氏の用人である。（石山秀和）

史料18 地方役人↓旗本

御拝借証文之事

一金三十拾兩也

右者此度御地頭所当暮御仕廻金上納之儀

差支候ニ付、書面之金子御拝借被成候処相違

無御座、村方一同難有仕合ニ奉存候、且御返濟

之儀者来卯年畑方金上納を以、卯年七月十日

限聊無相違御返納可申上候、右為後日御拝借

証文仍而如件

天保十三寅年十二月

下総国相馬郡河原代村

借主 儀右衛門 印

同 勇 助 印

同 岩 次 郎 印

同 治 郎 兵 衛 門 印

同 武 左 衛 門 印

代官割元

木村藤左衛門 印

前書之通相違無御座候間奥印仕候

三浦幸右衛門 印

中村保四郎殿

史料18【解説】

本史料は、天保一三年（一八四二）一二月に、旗本土屋氏知行所河原代村の儀右衛門ほか四名と地方役人である代官割元木村藤左衛門が、土屋氏用人中村保四郎へ宛てた「拝借証文」である。これを保証するため、用人の三浦幸右衛門が奥印をしており、写真には掲載していないが、裏書に「表書之通相違無御座候 土屋□（切り取り）」となっており、領主である土屋氏に提出されたものであることがわかる。知行所である河原代村では、暮れの仕廻（仕舞い）金上納に差し支えてしまい、三〇両を拝借することになった。返済は、来年七月一〇日まで畑方金を上納するとしている。一般的な貸借関係を示す史料であるが、代官割元の連印があることを特徴としており、割元が拝借証文の作成に携わっていたことがわかる。財政難の土屋氏は、こういった上納金を知行所村々へ直接に請求せず、割元を利用して家政の賄いを行っていたのである。なお、史料に大きく×が記されていたり、切り取り部分があるということは、返納が終了したことを物語っている。

（石山秀和）